

函館市監査公表第5号

函館市長から、定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があつたので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和6年6月28日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕邦

函館市監査委員 浜野 幸子

函館市監査委員 斎藤 佐知子

函 市 戸
令和 6 年 6 月 24 日

措 置 通 知 書

函館市監査委員様

函館市長 大泉 潤

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	市民部		
監査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・その他()		
監査等実施期間	令和 5 年 9 月 1 日～令和 5 年 12 月 25 日	提出日	令和 6 年 2 月 5 日
監査項目等	契約事務（函館市マイナンバーカード臨時交付センター運営業務委託契約）		
区 分	勧告事項・指摘事項		意見

函館市マイナンバーカード臨時交付センター運営業務の委託に当たっては、業務報告書等の履行確認書類において、来場者等の把握はしていたが、運営業務に係る人員配置など履行内容の記載が不十分であり、委託料の支出の前提となる履行確認が適切に行われているか確認できなかった。

業務仕様書では、各業務の繁閑状況に応じ、柔軟かつ弾力的な配置をすることや、窓口受付状況に顕著な落ち込みが見られた場合には、隨時、変更契約も含め対応を協議することが定められているが、履行確認が不十分であることにより、委託業務内容に係る人員配置等が適切であるかの検証が困難となること、さらには、契約金額の妥当性にも疑義が生じかねないことから、受託者と協議を行い、変更契約等の対応も含め適正な事務の執行を図られたい。

措置内容、対応・考え方

本運営業務の委託については、履行確認書類において、履行内容の記載が不十分であることなどにより、適切な履行が行われているかの確認ができない事例があつたものであります。

この度の監査の指摘を踏まえ、本契約事務につきましては、申請件数等の減少に伴い交付前設定等業務およびコールセンター業務の業務量が減少していることから、委託契約の業務仕様書に基づく協議を令和 6 年 1 月に受託者と行い、申請率向上等の観点により、出張申請回数の増加とその周知業務の強化を図るため、契約金額の変更は行わず、出張申請業務への人員の配置転換を行うことで合意したところであります。

また、当該業務の履行確認についても、毎月の業務完了報告書や業務従事者名簿のほか、委託業務完了後の実績報告書等の速やかな提出を求めたうえで、検証を行い、人員配置等が適切であることを確認したところであります。